

第15回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年9月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 3名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

農地係 前田一成

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 9 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願いについて |
| 日程第 10 | 議案第 2 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 11 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 13 | 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について |
| 日程第 14 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 15 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第15回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

9月も残り少なくなり収穫作業もほぼ終盤を迎え、来年に向けての肥培管理等に何かとお忙しい中、第15回総会に出席くださいますありがとうございます。

来月には農地パトロールや利用権設定等の現地調査などが予定されており、何かと現地に出ることがありますが、圃場の管理状況や変化などを昨年と比較してしっかり見ていただきたいと思っております。

また、近年は離農する方が毎年複数いる状態が続いており、農業委員として地域の中で調整に苦慮することもあるかと思っておりますが、農業委員の使命でもありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、報告が3件、議案6件の提案をさせていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番押切委員、4番新井委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

8月30日「浜中町農業者年金協議会代議員会」及び「浜中町農業委員会委員職員親睦会総会」を茶内支所で開催しております。

まず年金協議会代議員会でございますが、農業委員12名のほかに各地区の酪農

振興会及び関係団体から7名の参加をいただき、令和5年度の事業報告並びに決算報告、令和6年度の事業計画並びに収支予算を提案し、議決をいただいたところで

す。

次に、委員職員親睦会総会ですが、令和6年度の会費についても月額1,000円を徴収することで決定しております。

8月31日「自由民主党北海道第七選挙区支部政経セミナー」が釧路市で開催され、白川会長が出席しております。

9月4日～5日「令和6年第3回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

5名の議員より一般質問の通告があり、「町内における学校の眼科検診のあり方について」、「浜中町におけるライドシェアへの取り組みは」などの質問が出されておりました。

また、町長からは条例の改正や補正予算などの議案が提出され、慎重な審議を経て2日間の日程を終了しております。

9月6日「農地行政に関する町長との懇談」を役場本庁で行い、白川会長、嵯峨職務代理、阿部委員が出席しております。

詳細については、会務報告の後に会長よりご報告をいただきます。

9月11日「北海道農業会議 令和7年度個人会員会費額の方針についてのWeb説明会」が茶内支所で開催され、白川会長と埴見係長が参加しております。

北海道農業会議の財政状況改善のため、収入確保の方策の一つとして、農業委員会会長である個人会員からの会費の徴収を今まで免除としていたものを、令和7年度より年額5,000円を徴収することで決定がなされ、その内容について説明があったところです。

9月12日「土地の現況証明願いに係る現地調査」を〇〇〇〇〇〇で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は、〇〇〇〇氏の所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

9月17日「令和6年度浜中町地域担い手育成総合支援協議会定期総会」が茶内支所で開催され、白川会長が出席しております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

ここで9月6日の町長との懇談について私より口頭で報告したいと思います。

(口頭報告あるも省略)

以上、9月6日の報告を終わりたいと思います。
なにか質問等あれば受けたいと思いますが、なにかありませんか。

(なしの声)

ないようなので、次の日程に進みたいと思います。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、浜中町浜中桜〇〇〇番地、〇〇〇氏で、故〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。

今回の届出により取得した農地は、浜中〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡でございますが、詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
についてを議題とします。

提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があ
ったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府
県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定
により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴く
こと」とされております。

本案は、第〇〇回総会及び第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許
可申請2件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1は、西円朱別西
〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇の建設に伴い北海道知事に
農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇
〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会
より指令書の交付を行っております。

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇の建設に伴い
北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付
け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日
に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、報告第2号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。

日程第8 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、第5条の転用申請についても準用するものとされております。

また、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1の売主は、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、買主は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇〇〇〇整備に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、ご報告申し上げますので、ご承認くださるよう、よろしくお願

いたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、浜農委6-6号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇番〇、面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局2名により9月12日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるのご判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

前田主事 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。

調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員 (なしの声)

議 長 特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。
浜農委6-6について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委6-6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委6-6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、恵茶人〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は恵茶人〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、

農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は
使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する
場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければ
ならない。」とされております。

本案は、売買による権利の移転2件、賃貸借による権利の設定2件の許可申請で
ございますが、整理番号1は、仙鳳趾〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は仙
鳳趾〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を根室市昆布盛
〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売買による権利の移転、整理番号2は、西円
朱別西〇〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇番〇、
面積〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇
〇〇〇〇に売買による権利の移転、整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、
〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇
万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、厚岸町乙幌〇番地、〇〇〇〇〇
〇〇〇〇所有地、対象地は恵茶人〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡

ここに〇、〇〇〇万円を載せないでハイフンにしたという話です。〇、〇〇〇万は〇〇と〇〇〇〇の〇〇を作ったということで、一時的なものだから、今回は載せないでハイフンにしてもらって、〇〇〇〇〇〇〇〇はこの状態で受け付けた、これが〇、〇〇〇万の部分です。

阿部委員から質問いただいた〇〇、〇〇〇千円というのは、令和6年度の収入見込みを書いてきています。これくらい今年度は売り上げを出せるだろうという見込みを記載しています。

議長 6番阿部委員。

阿部委員 先月、〇、〇〇〇、〇〇〇円に対して農業以外の収入として〇、〇〇〇万円あったので農地所有適格法人の要件を満たしていないという話で理解していたが、今月も同じことではないのですか。

事務局長 最初、〇〇〇〇〇〇〇〇には〇、〇〇〇、〇〇〇円の右側に〇、〇〇〇万円を載せて出してきたそうです。そして、〇〇〇〇〇〇〇〇が、これじゃあ農業収入の方が半分以上になっていないから、法人の資格を満たさないんじゃないですかと指摘して、〇、〇〇〇万円は何の収入か説明してくださいと言ったら、〇〇を〇〇してやった金額で、今年限りのものですと説明があったそうです。

〇〇〇〇〇〇〇〇では、〇、〇〇〇万が今年だけのものであればということで、〇〇〇〇〇への〇〇を控えたそうです。それで、農地所有適格法人の要件を満たしているということで、〇〇〇では〇月に報告を受け、議案にかけるのに〇月までかかっていますが、何度も協議、指摘をし、議案提案に至ったということです。

議長 他にありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 〇〇〇〇としては、〇〇の〇、〇〇〇万円は農業に関連する事業で農業所得に入りたいのではないのですか。

事務局長 お配りしている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の中で、目的欄〇番が農業以外の事業に当たります。ほとんどの適格法人は、その他農業に関する事業って書いています。そのような書き方であれば、この〇〇の〇、〇〇〇万円もその他農業に関するということになるかもしれませんが、〇〇〇〇は、その他農業にと書いていないので、〇、〇〇〇万円は農業関連の収入とは言い切れません。

議長 1番妹尾委員。

妹尾委員 ○○○○○○するために○○を○○しましたということであれば、農業関連ではないのですか。

事務局長 場所が特定できていないのと○○○○○○のためとは聞いておりませんので、○○○も農業外収入だと判断したようです。

議長 他にありませんか。
6番阿部委員。

阿部委員 先月から話が進展していない気がします。

○○さんが売るのは何も問題はないと思いますが、会長と職務代理と町長のところに伺って話をした中で、町長から、それじゃあ○○年間はここに○○だとか、○○○だとか○○○○○という条件付けた方がいいねという話がありました。そこがちょっと気になったんですけど、それじゃあ○○年間そのようにしないように条件付けるかいと、町長からそういう話が出るということは、○○だとか○○○○○○○前提の○○○○○なのかなと思ったので、それであれば、○○を○○○最終的な目的であれば、海沿いの方が風が強いし、そうなのかなと思うけど、浜中町に新産業を興し地域貢献するためという理由を付けている以上、温かい茶内だとか浜中の奥の方が適しているのかなと思いました。

いま補足説明したように、書類が整っている以上、農業委員会として反対する何ものもないので、これからも注視していければいいと思いますけど、そのところだけちょっと聞きたかったです。

議長 当然、新規事業として監視していかなければならないというのはあります。○○○もそうだったんですけど、○○○も毎年注視して○年目という状況は聞いていますし、浜中町農業委員会としてもそれをしっかり注視していかなければならないと思います。

これは農地の売買なので、町長が○○年どうのこうのって話はしていましたが、現実に○○年後にどうだと言われても、我々いるかどうか分からないですし、農業委員会として受け継いで農地を見ていくことだと思いました。今年の春からこの話をしてきました。現地を見ましたけども、書類が整って○○○も○○○○○自体にお墨付きではないですけども農地所有適格法人の資格を認めたということなので、浜中としても形式上でも書類が整った以上、それを許可して後は見ていくしかないのかなという気はしております。

他にありませんか。
1番妹尾委員。

ら今後とも注視していくということで、どうでしょうか。

事務局長 ○○○との関係もあると思いますので、○○○の方でどのような対応を取るか情報を得る必要があると思っています。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 生産が上がらないんだから、きちんとした報告書なんて上がってこないでしょう。

事務局長 ○○○の方でも、対応に苦慮しており、本当に致し方なく議決している部分はあると言っておられました。

議長 9 番谷口委員。

谷口委員 認めないとなったら、その時の措置はどうなるのですか。

事務局長 最終的には、次の使い手を誰にするか、農業委員会に委ねられます。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 ○, ○○○万円で買った畑を誰が買うって、ここは捨てるしかないでしょう。

議長 ○○○の現場を見てきた中では、酪農地帯ではあったのですが、基本的には、離農跡地です。使い道のないというか、買い手がないようなところでした。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 ○○○は潮風に弱いので、本気で○○○作る気になったら、西円とか東円とかでやると思います。

議長 その辺は、他の○○○やっている人の意見や何かも又聞きですが聞いたりしてみました。普及センターあたりの情報も農協経由で聞きましたけど、我々農業やっている人間として、絶対無理だろうって判断なんですけど、ただ100%無理なのかと言われれば、それを否定するような状況もわからないので、今後とも毎年報告書が上がってきますので、その中で経営状況なりをしっかりと見ながら監視していくことで、どうでしょうか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 監視しようがないから、もうスルーする以外方法ないんじゃないですか。報告書上がってきたって精査したらやめてくれっていう書類しか来ないんだから、スルーする以外方法ないと思います。議論する意味がない。

6番阿部委員。

阿部委員 農地パトロールが1年に1回あるのでしっかり見ていくということでどうでしょうか。

議長 そういうことで、他に意見がなければ、いい悪いは別として、そういう形の中で通していかざるを得ない部分もありますので、条件としては今後しっかり状況を監視していくことと、毎年上がってくる定期報告書については、いい加減な数字が上がってくる可能性はあるんですけども、見ていくということによろしいでしょうか。

各委員 (賛成の声)

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員

妹尾委員	公簿地目が保安林だが、これも総会にかけるのですか。
事務局長	農業委員会総会にかけるのは、現況地目が農地のものです。公簿地目は保安林ですが、現況が採草放牧地ですので、提案させていただいています。
議長	他にありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、西円朱別〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第4号の質疑を行います。それでは、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に整理番号2について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 ○○○○の規模から売上高〇, ○〇〇万円というのは、少ないのではないでしようか。

事務局長 報告書に記載の数字を転記しております。牧場に内容を確認させていただきます。

議長 よろしいでしょうか。
他にありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第4号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出または農用地の所有者から利用権の設定等について、あつせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、賃貸借による権利の設定でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。

調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。本案については、整理番号1から5で、〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員、整理番号2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号2の審議を行い、その後、整理番号1と3から5の審議を行いたいと思いますので、〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、議案第6号の質疑を行います。
整理番号2について、質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 〇〇番という畑、総面積〇〇ヘクタールくらいあるんですけど、それを〇人で借りることになっている。地番の地図は〇〇町くらいしか記載がないがどういうことでしょうか。

事務局長 システムの都合で全体ではなく、1人の情報とだけ紐付いていることから、このような表示になっています。全体の表示ではないので、面積表示に違いが出ております。議案の一覧をご参照ください。

議長 畑の中に道路があつたりして、1筆の農地を〇人で分けて使っています。そのうち1人の面積がこのようになっています。これが売買に移行する時には、登記をする関係できちっと分ける形となります。今は、農協が一括で所有しています。

他に何かご質問ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

次に整理番号1と3から5の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号3について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号4について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に整理番号5について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1と3から5を採決いたします。お諮りします。

整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

議長 日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、10月30日、水曜日、午前10時00分からを提案します。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月30日、水曜日、午前10時00分からということではよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、10月30日、水曜日、午前10時00分からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。
これで、第15回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 3番 押切秀志

浜中町農業委員会 4番 新井功仁恵